改修工事特記仕様書（1）

Ⅰ　工事概要

1　工事名　東隈浄水場 2号脱水機棟耐震補強及び劣化補修工事
2　工事場所　福岡県那珂川市東隈 1－9－1
3　用途地域等　都市計画区域　⊙内　・外）　準都市計画区域
用途地域　（　　）
防火地域等　（・防火　・準防火　・法第２２条指定区域　⊙指定無し）
その他の地域・区域（　　）
4　主要用途　上水道施設
5　敷地面積　㎡
6　その他の条件　垂直積雪量（m）　風速（Ｖｏ）　・３０　・３２　・３４
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ
7　改修内容　（対象棟、工事種別、改修部位等）
・　耐震補強工事：鉄筋コンクリート増設工
・　劣化補修工事：ひび割れ補修・モルタル補修・外壁改修(アスベスト含有塗材除去含む)・塗装改修・防水改修
・建具更新・既設排水管清掃
・
・
・
・
・

Ⅱ　建築改修工事仕様

1　共通仕様
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」及び「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」による。
2　特記仕様書の適用等
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と⊗印が付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の（　　）及び〈　　〉内表示番号は、それぞれ公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

1　一般共通事項

①適用基準等
※建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　令和４年版）
※営繕工事写真撮影要領（令和3年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
2 工事実績情報サービス（CORINS）への登録　※適用する　・適用しない　（1. 1. 4）

③工事の余裕期間
※適用しない　・適用する（・発注者指定方式　・任意着手方式）
適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。

④技術者の専任
※契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。
・契約締結後、　年　月　日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
※工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。

⑤工事写真
工事中、完成時ともカラー写真とする。

分類	規格	撮影箇所	提出部数
着工前	サービス版	工事写真撮影ガイドブック	1　部
工事中	サービス版	工事写真撮影ガイドブック	1　部
完成時	・サービス版 ・キャビネ版	工事写真撮影ガイドブック 同上	1　部 1　部
営繕年報用	・キャビネ版	外部１枚、内部１枚	1　部

この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び部数。また、上記の写真はデジタル写真を基本とし、その仕様等は監督職員の指示による。

⑥電気保安技術者
※適用する　・適用しない　（1. 3. 3）

⑦ 施工条件
関連工事による施工時期の調整　・有（内容：　　）　・無　（1. 3. 5）
施工時期・時間の制限　※指定しない　・
部位別施工順序　※指定しない　・図示による
工事用車両の駐車場所　・有（図示）　・無
資機材置場所　・有（図示）　・無
関係機関等との協議の未成立事項　・有（内容：　　）　・無
関係機関等との協議結果　・有（内容：　　）　・無

⑧ 施工中の安全確保
※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成９年建設省告示第１５３６号）」に基づき、指定された建設機械を使用する。（1. 3. 7）
※「建設機械に関する技術指針（平成３年建設省通知第２４７号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。（1. 3. 7）

⑨ 発生材の処理等
⊙特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材　（1. 3. 12）

種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離（　　km）
建設発生土	福岡県　（ 10.5 km）
コンクリート塊	福岡県　（ 10.5 km）
アスファルト塊	福岡県　（ 10.5 km）
建設発生木材	

⊙特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理　（1. 3. 12）

種類	処分施設の名称・住所・搬出距離（　　km）
廃プラスチック類	福岡県　（ 20.5 km）
金属類	福岡県　（ 20.5 km）
ガラス類(ガラスくず)	福岡県　（ 20.5 km）

・引き渡しを要するもの　（1. 3. 12）
・現場再利用発生材
特別管理産業廃棄物　⊙有　・無）　（1. 3. 12）
アスベスト含有建材　⊙有　・無
受入施設名　福岡県　（ 20.5 km）
・飛散性アスベスト　の使用状況

室　名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他

⊙非飛散性アスベスト　の使用状況

室　名	使用部位	詳細（厚さ等）	その他
2号脱水機棟	外壁仕上塗材		

・本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、福岡県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理するものとする　（1. 3. 12）

⑩ 事故報告
工事施工中に事故・災害が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故の全容が判明次第、指示する事故報告書により速やかに監督職員に提出すること。（1. 3. 10）

⑪ 既存部分の養生
既存部分の養生　⊙必要（養生部分　図示　）　・必要なし　（1. 3. 13）

⑫ 建築材料等
※本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。
1　ＪＩＳ及びＪＡＳマーク表示のある材料
2　エコマーク認定製品（（公財）日本環境協会）
3　福岡県認定リサイクル製品
4　建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新年版）（（一社）公共建築協会）（以下「評価名簿」という。）に記載の製品
5　以下の①～⑥の事項を満たす材料製造業者等が製造した材料
①　品質及び性能に関する試験データが整備していること。
②　生産施設及び品質の管理が適切に行っていること。
③　安定的な供給が可能であること。
④　法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。
⑤　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥　販売、保守等の営業体制が整えていること。
なお、5の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出をして承諾をうけるものとする。
また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。

⑬ 化学物質を放散する建築材料等
建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
(2) 接着材及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又④に該当する材料を指す。
①　建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②　建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③　建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④　建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

⑭ 特別な材料の工法
建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法によるものとする。

⑮ 事前調査
石綿含有建材の調査　（1. 5. 1）

調査範囲	既存の設計図書	石綿含有建材の調査報告書の貸与
仕上塗材	有	有

⑯ 施工調査
施工数量調査　（1. 6. 2）

調査項目	調査範囲	調査方法
補修対象数量	対象施設	目視・打診・マーキング・計測

⑰ 技能士
※適用する　（1. 6. 2）
適用職種（一級、単一等級の職種作業）
とび（・とび作業）　鉄筋施工（・鉄筋組立作業）　コンクリート圧送施工（・コンクリート圧送工事作業）　型枠施工（・型枠工事作業）　鉄骨（・構造物鉄工作業）　ブロック建築（・コンクリートブロック工事作業）　ＡＬＣパネル施工（・ＡＬＣパネル工事作業）　防水施工（・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系シート防水工事作業・塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業・シーリング防水工事作業・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・ＦＲＰ防水工事作業）　石材施工（・石張り作業）　タイル張り（・タイル張り作業）　建築大工（・大工工事作業）　建築板金（内外装板金作業）　左官（・左官作業）　内装仕上げ施工（・鋼製下地工事作業）　サッシ施工（・ビル用サッシ施工作業）　自動ドア施工（・自動ドア施工）　ガラス施工（・ガラス工事作業）　カーテンウォール施工（・金属製カーテンウォール工事作業）　塗装（・建築塗装 作業）　内装仕上げ施工（・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ工事作業・木質系床仕上げ工事作業・ボード仕上げ工事作業）　表装（・壁装作 業）　熱絶縁施工（・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）　内装仕上げ施工（・カーテン工事作業）　路面標示施工（・溶融ペイントハンドマーカー工事作業・加熱ペイントマシンマーカー工事作業）　造園（・造園工事作業）
・適用しない

18 見本施工
仕上がり程度の判断ができる見本施工の実施　（1. 7. 5）
・実施する　（実施する部位：　　）　・実施しない

19 化学物質の濃度測定
次の室の揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。（1. 6. 9）
・測定対象化合物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
・測定対象室：測定対象室は、原則として全ての居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等（改修工事においては、内装改修等を行った室に限る）とする。使用した材料、室の形状、換気設備等の使用が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうち１室以上を測定してよい。
・測定個所数　：測定個所数は、次による。また、全ての測定個所においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。

室の床面積Ａ(㎡)	Ａ≦50	50＜Ａ≦200	200＜Ａ≦500	500＜Ａ
測定個所数	1	2	3	4

・測定方法：測定は、パッシブ型採取機器を用いる。採取機器及び採取要領については監督職員の指示による。

20 技術検査
・中間検査　※実施する　・実施しない　（1. 7. 2）

回数	中間検査の時期
第１回	
第２回	

㉑ 完成図書等
完成図書　※製本 1 部　（1. 8. 1）
製本する完成図書は、Ａ４版（黒表紙、金文字）とする。
完成図書に綴じこむもの
※完成図（意匠図及び構造図）　・施工図　・構造計算書
※主要資材メーカーリスト　※保証書　※保守、保全に関する説明書
※電子納品対象工事にあってはＣＤ－Ｒ　※その他監督職員の指示するもの
添付するもの
※Ａ３版縮小原図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。

㉒ 電子納品等
※電子納品対象工事　・電子納品対象外工事
ＣＤ－Ｒ（監督職員提出用）　（　　部　）
ＣＤ－Ｒに格納するもの
※完成図　（※ＣＡＤ　※ＰＤＦ）　※監督職員が指示した図面等
※完成写真（※外観図５枚程度　※内観図５枚程度）　※工事概要ファイル
受注者は、次により電子納品を行うものとする。ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。

㉓ 設備との取合い
施工図　設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

㉔ 環境への配慮
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、環境負荷を低減できる材料を選定すること。 指定品目、判断基準は「福岡県環境物品等調達方針」によること。

2　仮設工事

①足場その他
内部足場　⊗脚立、足場板等　⊙単管棚足場　・移動式足場　（2. 2. 1）
外部足場　※　枠組足場（※　手すり先行工法　・　その他）　（2. 2. 1）
⊙　くさび緊結式足場（※　手すり先行工法　・　その他
設置範囲　⊙図示による　・　　）
足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成２１年４月策定」により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」によるものとする。
防護シート　※設ける　（設置範囲　⊙図示による　・　　）　・設けない
材料の運搬　・Ａ種　⊙Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　（2. 2. 1）

②既存部分の養生
既存部分の養生　※ビニールシート等　・　（2. 3. 1）
既存家具等の養生　※ビニールシート等　・
備品、机・ロッカー等の移動　・行う（図示）　※行わない
既存ブラインド、カーテン等養生及び保管場所
・養生を行う（養生の方法：　　保管場所：　　）
・養生を行わない

③仮設間仕切り
仮設間仕切り　（2. 3. 2）
・設ける　・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種　（詳細は図示）
※設けない
仮設扉
・設ける　※合板張り木製扉　・　（詳細は図示）
※設けない

④工事用水及び電力
工事用水　構内既存の施設　⊙利用できる　（※有償　⊙無償）
・利用できない
工事用電力　構内既存の施設　・利用できる　（※有償　・無償）
⊙利用できない

⑤工事表示板の設置
監督職員が指定する位置に一箇所設置する。（2. 4. 1）
表示時期は工事着工時から完成時までとする。

3　防水改修工事

①降雨等に対する養生方法
※改修標仕　3.1.3(5)による　・　（3. 1. 3）

2 既存防水層の処理
既存保護層の撤去　・行う（範囲・図示による　・　）　（3. 2. 3）
・行わない
既存防水層の撤去　・行う（範囲・図示による　・　）　（3. 2. 4）
・行わない
既存下地の補修及び処置　（3. 2. 6）
補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示による　・

3 塗膜防水
防水層の種別　（3. 6. 2、3）

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・POX	・ ※X-1		・ ・製造所の仕様による	・ ※製造所の仕様による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・L4X ・S1X	・ ※X-2				脱気装置 ・設ける ・設けない
・P1Y	※Y-2 ・				保護層 ・設ける ・設けない
・P2Y	※Y-2 ・				保護層 ・設ける ・設けない

ウレタンゴム系塗膜防水　X-1（絶縁工 法）の脱気装置の種類及び設置数量
※主材料製造所の指定による　・

⑥シーリング
シーリング改修工法の種類　（3. 7. 2、7、8）
・シーリング充填工法
⊙シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　・適用する　・適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標仕表　3.7.1 による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材の目地寸法
※改修標仕　3.7.3(1)(ｱ)～(ｳ)　・

シーリング材の試験
※簡易接着性試験　・引張接着性試験

5 とい
といその他の材種　（3. 8. 2、3）
・配管用銅管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・ルーフドレン

ルーフドレンの材種その他

種別	材種	張掛け幅
ろく屋根用（・縦型　・横型）	・	・100mm 以上 ・50mm 以上
バルコニー用	・	・100mm 以上 ・50mm 以上
バルコニー中継用	・	・100mm 以上 ・50mm 以上

とい受け金物及び足金物
材種及び形状　・　※改修標仕表　3.8.2 により溶融亜鉛めっきを行ったもの
多雪地域の軒どいの取付間隔　・適用する　・適用しない

防露材のホルムアルデヒドの放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示　・
銅管製といの防露巻き　・　※改修標仕表　3.8.4 による
たてどい受金物の取付け　※図示　・
ルーフドレンの取付け　・　※改修標準仕様書　3.8.3(8) による

改修工事特記仕様書 (2)

4―1 外壁改修工事（コンクリート打放仕上げ外壁改修）

①ひび割れ部改修　⊙樹脂注入工法　（4. 1. 4)（4. 2. 2)（4. 3. 4~6)

工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入圧 (N/mm2)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・0.2～1.0程度 ・	※200 ～300 ・	※0.4 ・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・	・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・	・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
注入状況の確認方法　・　※コアの抜取りを行う
抜取り個数　・　※長 さ 500m ごと及びその端数につき１個
抜取り部の補修方法　※図示　・

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う　・行わない

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

②欠損部改修工法　※充填工法　（4. 1. 4)（4. 2. 2)（4. 3. 7)
・エポキシ樹脂モルタル　⊙ポリマーセメントモルタル　・

4―2 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）

①ひび割れ部改修工法　⊙樹脂注入工法　（4. 1. 4)（4. 2. 2)（4. 4. 5~ 7)

工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入圧 (N/mm2)
※自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・0.2～1.0程度 ・	※200 ～300 ・	※0.4 ・
・手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・	・
・機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	・	・	・

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

⊙シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂
⊙ポリマーセメントモルタル

②欠損部改修工法　⊙充填工法　（4. 1. 4)（4. 2. 2)（4. 4. 8)
・エポキシ樹脂モルタル　⊙ポリマーセメントモルタル

⊙モルタル塗換え工法　（4. 1. 4)（4. 2. 2)（4. 4. 9)
既製目地材　・使用する（形状　　）　⊙使用しない
仕上厚又は全塗厚が　25mm を超える場合の処置　※図示　・

③浮き部改修工法　（4. 1. 4)（4. 2. 2)（4. 4.10~15)

工法	アンカーピンの本数（本/㎡） 一般部	アンカーピンの本数（本/㎡） 指定部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 一般部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 指定部	注入量 (mL/箇所)
⊙アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※16	・ ※25	―	―	・ ※25
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※25
・アンカーピンニング 全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※50
・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	―	―	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング 全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※50
・充填工法	―	―	―	―	―
・モルタル塗替え工法	―	―	―	―	―

・アンカーピン
※ステンレス鋼（ SUS304 ）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
・注入口付きアンカーピン
※ステンレス鋼（ SUS304 ）呼び径外径 6mm 程度　・
・充填工法　・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗換え工法　（4. 2. 2)（4. 4. 9)
材料　・現場調合材料　・既調合材料（　　）
既製目地材　・使用する（形状　　）　・使用しない
仕上厚又は全塗厚が　25mm を超える場合の処置　※図示　・

4―3 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁改修）

1 浮き部改修工法　（4. 1. 4)（4. 2. 2)（4. 5. 9~15)

工法	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数（本/㎡） 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数（本/㎡） 指定部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 一般部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 指定部	注入量 (mL/箇所)
・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※16	・ ※25	―	―	・ ※25
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※25
・アンカーピンニング 全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※50
・注入口 付アンカ ーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	―	―	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※25
・注入口付アンカーピンニング 全面ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※50
・注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	―	―	・ ※25
・タイル部分張替え工法	―	―	―	―	―
・タイル張替え工法	―	―	―	―	―

・アンカーピン
※ステンレス鋼（ SUS304 ）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
・注入口付きアンカーピン
※ステンレス鋼（ SUS304 ）呼び径外径 6mm　・
・タイル部分張替え工法
接着材の種類
・ポリマーセメント
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

4―4 外壁改修工事（塗り仕上げ外壁等改修）

①既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整　（4. 6. 3)

工法	処理範囲		下地面の補修
・サンダー工法	※図示	・既存仕上げ面全体	⊙ひび割れ部改修工法 ⊙浮き部改修工法 ⊙欠損部改修工法
・高圧水洗工法	※図示	・既存仕上げ面全体	
・塗膜はく離剤工法	※図示	・既存仕上げ面全体	
⊙水洗い工法	※図示 ・サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体		

②下地調整剤　※下地調整塗材　⊙ポリマーセメントモルタル

③仕上塗材仕上げ
建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　（4. 1. 5)（4. 2. 2)（4. 6. 5)
※Ｆ☆☆☆☆　・

新規仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材 Si	・	・砂壁状 ・ゆず肌状（・吹付け・ローラー塗り） ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状（・吹付け・こて塗り） ・着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り）
	・可とう形外装薄塗材 Si	・	
	・外装薄塗材 E	・	
	・可とう形外装薄塗材 E	・	
	・防水形外装薄塗材 E	・	
	・外装薄塗材 S	・	
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材 C	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状 ・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし 上塗材　・適用する　・適用しない
	・外装厚塗材 Si	・	
	・外装厚塗材 E	・	
・複層仕上塗材	・複層塗材 CE	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状 耐候性　※耐候形３種　・ 上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹脂　・アクリル系 外観　※つやあり　・つやなし ・メタリック
	・複層塗材 Si	・	
	・複層塗材 E	・	
	・複層塗材 RE	・	
	・可とう形複層塗材 CE	・	
	・防水形複層塗材 CE	・	
	・防水形複層塗材 E	・	
	・防水形複層塗材 RE	・	
⊙可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材 E	・	・平たん状　・さざ波状　⊙ゆず肌状 耐候性　※耐候形３種　・ 上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹脂　・アクリル系　⊙ふっ素系 外観　※つやあり　・つやなし ・メタリック
	⊙可とう形改修塗材 RE	・	
	・可とう形改修塗材 CE	・	

7 塗装改修工事

1 材料　屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　（7. 1. 3)
※Ｆ☆☆☆☆　・

2 下地調整　塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲　（7. 2. 1~ 7)
・図示　・　※塗替え面積の　30％
既存鉛止め塗料の鉛含有調査　・行う（　　箇所）　・行わない

下地 面の種類	下地調整 の種別 塗替え	下地調整 の種別 新　規	ひび割れ部の補修
木部	・　※ＲＢ種	・ＲＡ種・ＲＢ種	
鉄鋼面	・　※ＲＢ種	ＲＡ種	
亜鉛めっき 鋼面	・　※ＲＢ種	ＲＡ種	
亜鉛メッキ鋼面（鋼製建具等	・　※ＲＢ種	ＲＣ種	
モルタル面、プラスター面	・　※ＲＢ種	・ＲＡ種・ＲＢ種	・行う ・行わない
コンクリート面 （DP 以外）、ＡＬＣパネル面	・　※ＲＢ種	ＲＡ種	・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・ＲＡ種　・ＲＢ種 ・ＲＣ種	・ＲＡ種・ＲＢ種	・行う ・行わない
コンクリート面 （DP）、押出成形セメント面	・ＲＢ種　・ＲＣ種	・ＲＡ種	・行う ・行わない
せっこう、その他のボード面	※ＲＢ種	・ＲＡ種・ＲＢ種	

3 錆止め塗料塗り　（7. 3. 2、 3)

塗装面			塗料	工程
・鉄鋼面	EP-G 以外	塗替え	Ａ種	・　※Ｃ種
		新規 見え掛り	Ａ種	・　※Ａ種
		新規 見え隠れ	Ａ種	・　※Ｂ種
	EP-G	塗替え	・Ａ種　※Ｂ種	・　※Ｃ種
		新規 見え掛り	・Ａ種　※Ｂ種	・　※Ａ種
		新規 見え隠れ	・Ａ種　※Ｂ種	・　※Ｂ種
・亜鉛めっき鋼面	EP-G 以外	塗替え	・Ｂ種　※Ａ種	・　※Ｃ種
		新規（鋼製建具等 ）	・Ｂ種　※Ａ種	・　※Ａ種
	EP-G	塗替え	Ｃ種	・　※Ｃ種
		新規（鋼製建具等 ）	Ｃ種	・　※Ａ種

4 塗装　（7. 4. 2~ 7.14. 2)

塗装の種別	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） 塗料の種別 ※１種　・２種	木部屋外	・　※Ｂ種	※Ａ種・
	木部屋内	・　※Ｂ種	※Ｂ種・
	鉄鋼面	・　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	・　※Ａ種	※Ｂ種・
	〃　（鋼製建具以外)	・　※Ｂ種	※Ｂ種・
・クリヤラッカー塗り（ＣＬ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（ＦＥ）			
・ｱｸﾘﾙ樹脂系非水 分散系塗料塗り（ＮＡＤ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・耐候性塗料塗り（ＤＰ）	鉄鋼面 上塗り等級（　３　）級	・Ａ種	Ａ種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　　）級	・	Ａ種
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	・　※Ｂ種	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内の木部	・　※Ｂ種	・　※Ａ種
	屋内の鉄鋼面	・　※Ｂ種	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	・　※Ｂ種	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝペイント塗り（ＥＰ）		・　※Ｂ種	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ）		・　※Ｂ種	・Ａ種　・Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・オイルステイン塗り（ＯＳ） 塗料（・油性　・水性）			
・木材保護塗料塗り（ＷＰ）		・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種

つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
・
※改修標仕表　7.9.1 の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗り替えの場合のしみ止め
・
※改修修標仕表　7.10.1 の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

8 耐震改修工事　共通事項

①適用範囲
・改修標準仕様書　第８章　耐震改修工事
・改修標準仕様書において用している部分　第８章　耐震改修工事以外の改修工事で第８章を引

工事内容
・現場打ち鉄筋コンクリート増設工事
・
・
・

②既存部分の処理等　既存構造体の撤去　（8.21. 2)（8.22. 2)（8.23. 2)（8.24. 4)（8.25. 2)
撤去範囲
⊙図示による（　　）　・
はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置
⊙図示による（　　）　・

既存構造体ｺﾝｸﾘｰﾄの目荒らしの程度及び範囲　（8.21. 3)（8.22. 3)（8.23. 3)
・既存柱、梁面　打継ぎ面の75%～全面に、平均深さ5mm(最大10～15mm)程度の凸凹を全体にわたってつける
⊙既存壁　打継ぎ面の75%～全面に、平均深さ5mm(最大10～15mm)程度の凸凹を全体にわたってつける

8―1 耐震改修工事（鉄筋工事）

①鉄筋の種類　（8. 2. 1)

種類の記号	呼び径 (mm)	備考
⊙SD295	⊙ D16以下	
⊙SD345	⊙ D19以上	

②鉄筋の継手及び定着　継手方法　（8. 3. 4)（8. 4. 2、 3)

適用 箇所	継手方法			
⊙柱・梁の主筋	⊙ガス圧接	・機械式継手	・溶接継手	⊙重ね継手
⊙耐力壁	・ガス圧接	・機械式継手	・溶接継手	⊙重ね継手
⊙その他の鉄筋（　　）	・ガス圧接	・機械式継手	・溶接継手	⊙重ね継手

継手位置
※図示による　・
柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ
※図示による　・
耐力壁の重ね継手の長さ
・図示による　・
鉄筋の定着長さ
※図示による　・

③鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網を含む）　（8. 3. 5)
最小かぶり厚さ
※図示による　・
軽量コンクリートを適用する場合
・あり　適用箇所（　　）
・最小かぶり厚さに加える厚さ（　　）mm
耐久性上不利な部分（塩害を受けるおそれの　ある部分等）
・なし
・あり　適用箇所（　　）
・最小かぶり厚さに加える厚さ（　　）mm

④圧接完了後の試験　超音波探傷試験　（8. 3. 8)
※行う（全数圧接部）

5 機械式継手　適用箇所　・図示による（　　）　・　（8. 4. 2)
H12 建告第 1463 号に適合する性能
・Ａ級　・
機械式継手の種類　・図示による（　　）　・

6 溶接継手　適用箇所　・図示による（　　）　・　（8. 4. 3)
H12 建告第 1463 号に適合する性能
・Ａ級　・
溶接継手の工法　・図示による（　　）　・

⑦割裂補強筋　割裂補強筋の適用　（8.21. 6)（8.22. 7)

種類	材料	材質	径	本数ピッチ等	適用箇所
⊙スパイラル筋	鉄筋コンクリート用棒鋼	SR235	※6φ ・9φ	スパイラルの径(mm)（　　） スパイラルのピッチ(mm)（　　）	※図示
・はしご筋	鉄筋コンクリート用棒鋼（異形鉄筋）	SD295A	・D10 ・	壁面内方向（　　） 壁面外方向（　　）	

8―2 耐震改修工事（コンクリート工事）

①ｺﾝｸﾘｰﾄの気乾単位容積質量による種類及び強度　⊙普通コンクリート　（8. 1. 3、4)（8. 2. 5)（8. 9. 2)

設計基準強度 Fc（N/mm2）	気乾単位容積質量（t/m3）	ｽﾗﾝﾌﾟ (cm)	適用箇所
⊙24	⊙2.3 程度		
・21	・2.3 程度		

構造体強度補正値　※改修標仕 8.2.4 による

②コンクリートの種類　類別
※Ｉ類（ JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート）
・Ⅱ類（ JIS A 5308 に適合したコンクリート）

③セメント　種類　（8. 2. 5)

セメントの種類	適用箇所
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントのＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種	建物躯体（下記以外）
・高炉セメントＢ種	基礎、地中梁
・フライアッシュセメントＢ種	基礎、地中梁

普通ポラルドセメントの品質は、　JIS R 5 210 に示された規定の他、
水和熱が 7 日目で 352J/g 以下かつ 28 日目で 402J/g 以下のものとする。

④骨材　使用骨材のアルカリシリカ反応による区分　（8. 2. 5)
・Ｂ　※Ａ

⑤混和材料　※混和剤
混和剤の種類　※改修標準仕様書　8.2.5(4)(a) による　・　（8. 2. 5)

6 無筋コンクリート　コンクリートの種類　・　※普通コンクリート　（8.11. 1)
設計基準強度　Fc（N/m ㎡）　・　※18 N/m ㎡
スランプ　・　※15cm 又は 18cm
適用箇所　※標準仕様書　6.14.1(e)
セメントの種類
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントのＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種
・高炉セメントＢ種
・フライアッシュセメントＢ種
適用箇所　・図示による（　　）

改修工事特記仕様書 (3)

8－3 耐震改修工事（鉄骨工事）

1 鉄骨製作工場

製作工場の加工能力 （8. 1. 5）

※建築基準法第７７条５６の規定に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた㈱日本鉄骨評価センター及び㈱全国鉄骨評価機構（旧（社）全国鋼構工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める次のグレードとして、国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場

・Ｓグレード　・Ｈグレード　・Ｍグレード　・Ｒグレード　・Ｊグレード

・監督員が承認する製作工場。

2 鉄骨製作工場における施工管理技術者

・配置する　・配置しない （8. 1. 5）

3 鋼材

鋼材の材質 （8. 2. 8）

材　質	適用箇所、形状及び寸法	規格等
・ＳＳ 400	※図示による　・	※JIS 規格による
・ＳＳＣ 400	※図示による　・	※JIS 規格による
・ＳＮ 400Ａ，Ｂ，Ｃ	※図示による　・	※JIS 規格による
・ＳＮ 490Ｂ，Ｃ	※図示による　・	※JIS 規格による
・ＳＴＫ 400	※図示による　・	※JIS 規格による
・ＳＴＫＲ 400	※図示による　・	※JIS 規格による
・ＳＵＳ 304 Ａ	※図示による　・	※JIS 規格による

4 縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 （8.13. 2）

高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ボルト径、ゲージ等

※図示による

5 高力ボルト

高力ボルトの区分 （8. 2. 9）（8.13. 2）（8.14. 2）

・トルシア形高力ボルト

・ＪＩＳ形高力ボルト

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示による（　　）　・

摩擦面の処理方法

・

・自然発錆（黒皮等を除去した後に自然放置して表面に赤さびが発生した状態）

・ブラスト処理（表面粗度　50μmRz 以上）

すべり試験　・行わない

・行う（・すべり係数試験　・すべり耐力試験）

すべり試験において、対比試験片を作成し、摩擦面の処理状況を確認する。

6 溶融亜鉛めっき高力ボルト

（8.13. 2）（8.14. 2）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示による（　　）　・

摩擦面の処理 （8.20. 5）

・ブラスト処理（表面粗度　50μmRz 以上）

・りん酸塩処理

・

すべり試験　・行わない

・行う（・すべり係数試験　・すべり耐力試験）

すべり試験において、対比試験片を作成し、摩擦面の処理状況を確認する。

7 普通ボルト

ボルト及びナットの材料等 （8.13. 2）標仕< 7. 2. 3>

・標準仕様書　表 7.2.3（JIS 付属書品）又は次による。

ボルトの規格は、　JIS B 1180　とする。

ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。ボルトの強度区分は　4.5 又は 4.8 とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ねじの呼び径の値以下とする。）

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示による（　　）　・

8 アンカーボルト

・構造用アンカーボルト　標仕< 7. 2. 4>< 7. 3. 2>

種類

・ABR400　・ABR490　・

・建方用アンカーボルト

種類　・SS400　・

アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度

・標準仕様書　表 7.2.3 による　・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示による（　　）　・

9 溶接材料

・改修標準仕様書　8.2.10(1)(2) による （8. 2. 10）

・

10 製作精度

※（一社）日本建築学会「 JASS 6　鉄骨工事」付則　6［鉄骨精度検査基準］による （8.13. 3）

11 仮組

・実施する（範囲：※図示による　・　）（8.13.10）

・実施しない

12 溶接技能者の技量付加試験

・実施する（試験の要領　・図示による（　　）　・　　）（8.15. 3）

・実施しない

13 溶接接合

開先の形状 （8.15. 4、 7）

※図示による　・

スカラップの形状

※図示による　・

エンドタブの切除する部分

切断する箇所　・図示による（　　）　・

切断する範囲　・

・エンドタブ、裏当て金等は、梁ﾌﾗﾝｼﾞの端から　5mm 以下を残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。

切断面の仕上げ　・

※改修標仕　8.15.7(1)(ｶ)(b)②による

14 溶接部の試験

平 12 建告第 1464 号第二号に関する外観試験方法等 （8.15.12）

・「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」 3.5.2　受入検査による

・抜き取り検査①　※抜き取り検査②

JASS 6　付則 6「鉄骨精度検査基準」の付表　3「溶接」に関する試験方法等

・JASS6 10.4 ［受入検査］ e.溶接部の外観検査　(1) から (5) までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書　7.6.13 による補修を行い、再試験する。

完全溶込み溶接部の　超音波探傷試験

・工場溶接の場合

※全数試験

・工事現場溶接の場合

※全数試験

8－4 あと施工アンカー工事

①あと施工アンカー

あと施工アンカーの種類 （8. 2. 4）

・金属系アンカー（耐震補強用）

・引張耐力　・図示による（　　）　・　　kN

・せん断耐力　・図示による（　　）　・　　kN

アンカー本体の径及び埋込み長さ

・図示による（耐震補強共通図）

セット方式　※本体打込み式改良型　・

接合金の種類、径、長さ　・図示による（　　）　・

・性能確認試験

試験及び試験数　・図示による（　　）　・

⊙接着系アンカー

⊙引張耐力　⊙図示による（　　）　・　　kN

・せん断耐力　・図示による（　　）　・　　kN

アンカーの種類　※カプセル方式回転・打撃式　・

接着剤の品質　⊙有機系　・無機系

アンカー本体の径及び埋込み長さ　※図示による

アンカー筋の種類　※図示による

アンカー筋の新設壁内への定着の長さ　※図示による

・性能確認試験

試験及び試験数　・図示による（　　）　・

②穿孔

穿孔前の埋込み配管等の探査方法 （8.12. 4）

※鉄筋探知機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う

・はつり出しによる

③施工確認試験

試験方法　※引張試験機による試験　・ （8.12. 7）

確認強度　※図示による

⑤ 環境配慮改修工事

①アスベスト含有建材の除去工事

施工調査 （9. 1. 1、 3～ 5）

⊗アスベスト含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によってアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する

調査範囲（⊙仕上塗材　・図示　）

貸与資料（既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書　）

⊙分析によるアスベスト建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、及びトレモライト

分析方法

材料名	定性分析（JIS A 1481 -1 又は JIS A 1481 -2）	定量分析（JIS A 1481 -3 又は JIS A 1481 -4）
⊙仕上塗材	⊙箇所数（　1　）	・箇所数（　　）
	・箇所数（　　）	・箇所数（　　）
	・箇所数（　　）	・箇所数（　　）

サンプル数　１箇所あたり３サンプル

採取箇所　・図示　⊙外壁等

アスベスト粉じん濃度測定 （9. 1. 1）

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・計　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・計　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・計　点
・	測定４		ｾｷｭﾘﾃｨﾊﾞｰﾝ入り口	・計　点
・	測定５		負圧・除じん装置の排出口（処理対象室外の場合）	出口吹出し風速 1m/sec 以下の位置 ・計　点
	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	・計　点
・	測定７	処理作業後（ｼｰﾄ養生中）	処理作業室内	・計　点
・	測定８	処理作業後ｼｰﾄ	処理作業室内	・計　点
・	測定９	撤去後１週間以降	調査対象室外部の付近	・計　点

測定方法

・自動測定器による測定

測定名称　測定方法

・測定 4　粉じん相対濃度計（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計）ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、繊維状粒子自動測定器

・測定 5　（ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS A 3850 -1 に基づいた測定

測定名称	ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀ直径 (mm)	試料の吸引流量 (L/min)	試料の吸引時間 (min)
・測定 4 ・測定 5	25	5	30
・測定 ・	47	10	120
・測定 ・	47	10	240
・測定 ・			

アスベスト含有建材の処理

⊙アスベスト含有仕上塗材の除去

除去対象範囲　・図示

除去工法　⊙図示　※改修標仕　9.1.6(3)(ｱ)による

除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止

※湿潤化　・固形化

除去したアスベスト含有吹付け材等の処分

⊙埋立処分（管理型最終処分場）　・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

構 造 細 目 共 通 図（建築構造物）

＜ 令和4年版 ＞

1　特記事項

1．1　適用範囲

（1）本構造細目共通図は下水道施設における処理場、ポンプ場の建築構造物に適用。
（2）図面及び構造細目共通図に記載されていない事項は、下記に基づくものとし、これらに相違がある場合は監督職員に確認し指示を受ける。

1）建築工事特記仕様書		（別紙による。）
2）建築改修工事特記仕様書		（別紙による。）
3）建築工事一般仕様書		（令和　　年版）
4）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部	（令和　4　年版）
5）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部	（令和　4　年版）

（3）項目は、⊙印のついたものを適用する。⊙印のない場合は、※ 印のあるものを適用する。⊙印と⊗ 印のある場合は、共に適用する。

1．2　鉄筋の仕様

鉄筋の種類及び継手は、別紙建築工事特記仕様書又は建築改修工事特記仕様書による。

1．1表　鉄筋の種類及び継手

	種　別	径
鉄筋の種類	SD 295	※D16以下
	SD 345	※D19以上
鉄筋の継手	重ね継手	下記以外
	ガス圧接	※D19以上、D29以下の柱、梁主筋
	機械式継手	※図示による。

1．3　コンクリートの仕様

コンクリートの仕様は、別紙建築工事特記仕様書又は建築改修工事特記仕様書による。

1．2表　コンクリートの仕様

分　類		コンクリート種別	設計基準強度 (N/mm²)	スランプ (cm)	セメントの種類
鉄筋コンクリート	地上	※普通コンクリート	※24	※18	※普通ポルトランドセメント
	地下 基礎、基礎梁	※普通コンクリート	※24	※15	※普通ポルトランドセメント
無筋コンクリート		※普通コンクリート	※18	※15	※ 普通ポルトランドセメント

注1：無筋コンクリートには捨てコンクリートを含む。

1．4　砕石及び捨てコンクリート

砕石及び捨てコンクリートの厚さは、特記がなければ1．3表による。

1．3表　砕石及び捨てコンクリートの仕様

種　別	厚さ(mm)
砂利または砕石	※ 60
捨てコンクリート	※ 50

2　共通事項

2．1　記号及び符号

設計図中で使用する記号及び符号は、2．1表及び2．2表を標準とする。

2．1表　鉄筋の断面表示

径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
記　号	●	×	⌀	●	○	⊙	⊗	◎

2．2表　一般凡例

記号・符号	内　容	※印の説明及び注意事項
F※	フーチング断面種別	※　番号
※1C※2	柱断面種別	※1　階数 ※2　その階の番号
※1G※2	大梁断面種別	※1　階数，地中大梁はFとする ※2　その階の番号 X方向1，2，3---- Y方向A，B，C----
CG※	片持大梁断面種別	※　番号、階別区分はしない
※1B※2	小梁断面種別	※1　地中小梁のみFとする。 ※2　階別区分はしない 地中小梁を除く
CB※	片持小梁断面種別	※　番号、階別区分はしない
※1W※2	壁配筋種別	※1　E：耐震壁，K：階段壁 D：土圧、水圧を受ける壁 ※2　階別区分はしない 壁厚(cm)
※1S※2※3	床版配筋種別	※1　片持床版のみCとする ※2　床版厚(cm) ※3　配筋種別(英大文字) 階別区分はしない
※1K※2	階段の配筋種別	※1　A：片持床版形 B：二辺固定床版形 ※2　配筋種別(数字) 階別区分はしない
CB※	コンクリートブロック壁	※　壁厚(cm)
▨	打ち増し範囲	
▧	梁・床版の上がり下がり	一般には基準FLよりの＋、－に応じた凡例により表示
(※)	床用積載荷重	積載荷重の値 (kN/m²)
STP	あばら筋、スターラップ	梁、基礎梁、小梁
HOOP	帯筋、帯鉄筋、フープ	柱
S.HOOP	スパイラル筋、らせん筋	柱
幅止筋	幅止め筋	柱、梁、壁
組立筋	組立て筋	床版、底版

2．2　一般注意事項

（1）設計図は監督職員の承諾を得なければ変更してはならない。
変更の必要を生じた場合は、監督職員と協議すること。

3　鉄筋の折曲げ加工

鉄筋の折曲げ加工は、3．1表を標準とする。
（1）Dは、折曲げ内法直径を示す。
（2）dは、鉄筋直径（呼び名）を示す。

3．1表　鉄筋の折曲げ形状及び寸法（末端部）

曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径(D) SD295 SD345 D16以下	D19～D38	使用箇所
180°	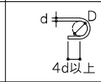	3d以上	4d以上	柱、梁の主筋 杭基礎のベース筋 D16以上の鉄筋
135°	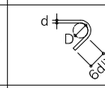	3d以上	4d以上	D13以下の鉄筋 あばら筋、帯筋、スパイラル筋
90°	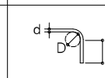	3d以上	4d以上	T形及びL形の梁のあばら筋
135° 90°	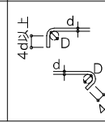	3d以上	4d以上	90° 135° 幅止め筋

（注）1．片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを用いる場合は、余長を4d以上とする。
2．90°未満の折曲げの内法直径は図面による。

4　異形鉄筋の末端部

4．1　フックを設ける位置

異形鉄筋の末端部には、4．1表によりフックを設ける。

4．1表　フックを設ける位置

部　位		継手方式 重ね継手	圧接継手	備　考
柱	四隅の主筋	——	1)最上階の柱頭部	4．1図の●印 8．1図参照
	上下階の柱断面が異なる場合	——	1)下階の柱主筋を引き通すことができない柱頭部	4．1図の●印 8．2図参照
	帯筋(HOOP)	1)末端部 2)継手部	1)末端部	9．1図参照
梁	あばら筋(STP)	1)末端部 2)継手部	1)末端部	11．1図参照
杭基礎	独立フーチング基礎の底盤筋	1)末端部 2)継手部	1)末端部	20．1図参照
煙突の鉄筋		1)末端部 2)継手部	1)末端部	壁の一部となる場合を含む
幅止め筋		——	——	3．1表参照

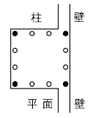

4．1図　異形鉄筋の末端部

5　鉄筋のかぶり及び間隔

5．1　かぶり厚さ

かぶり厚さとは、一番外側の鉄筋（幅止め筋、組立筋を除く）の外面から躯体面までの距離（5．1図）をいう。
鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上を確保し、最小かぶり厚さに許容施工誤差10mmを加えた厚さ以内に納めるものとする。

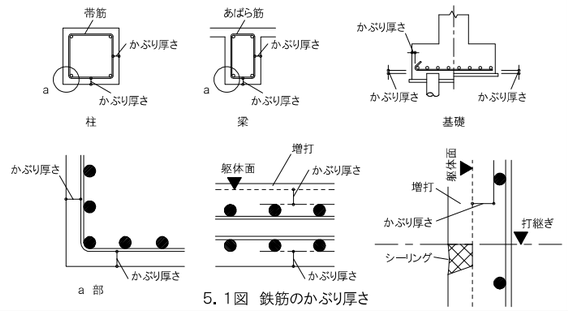

5．1図　鉄筋のかぶり厚さ

5．2　最小かぶり厚さ

最小かぶり厚さは、5．1表による。
（1）床版、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨てコンクリートの厚さを含まない。
（2）柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1．5倍以上として最小かぶり厚さを定める。
（3）溶接金網にも適用する。

5．1表　鉄筋の最小かぶり厚さ(mm)

構造部分の種別 ＼ 塩害区分		※ 通常の施工の場合	・塩害対策を必要とする場合
一　般	床、耐力壁以外の壁	30	40
	柱、梁、耐力壁	40	50
	底版	40	50
土、水に接する部分	柱、梁、床、壁	40	50
	底版、基礎	60	70
煙突等高熱を受ける部分		60	70

1：打継目地部分は目地底より最小かぶり厚さを確保する。
2：杭基礎の場合の最小かぶり厚さは、杭天端からとし、「21 杭基礎の補強」を参照。
3：仕上なしの場合を標準とする。

5．3　鉄筋相互のあき及び間隔

鉄筋相互のあきは、下記の最大値のもの以上とする。ただし、機械式継手及び溶接継手の場合のあきは図面による。
（1）粗骨材の最大寸法の1．25倍
（2）最小のあき25mm
（3）隣り合う鉄筋の平均径（呼び名の数値）の1．5倍

5．2表　鉄筋径と鉄筋間隔の関係一覧

鉄筋径(mm) 鉄筋径 d	最外径 D	鉄筋相互のあき：a (1) 粗骨材径×1.25	(2) 最小あき	(3) 鉄筋径×1.5	最小鉄筋芯間隔 a＋D
D10	11	32mm［粗骨材最大径25mmの場合］	25mm	15mm	43mm
D13	14			20mm	46mm
D16	18			24mm	50mm
D19	21			29mm	53mm
D22	25			33mm	58mm
D25	28			38mm	66mm
D29	33			44mm	77mm

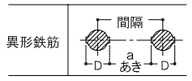

5．2図　鉄筋相互のあき及び間隔
（注）D：鉄筋の最外径
d：鉄筋直径（呼び名）

6 鉄筋の継手及び定着

6．1 継手及び定着

6．1．1 鉄筋の重ね継手

(1)鉄筋の重ね継手の長さは、6．1表による。

(2)径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。

(3)主筋及び耐震壁の鉄筋の重ね継手の長さは40dとする。ただし、SD390、SD490を使用する場合は特記による。

6．1表 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²)	L_1 (フックなし)	L_{1h} (フックあり)
SD295	24，27	35d	25d
	30	35d	25d
SD345	24，27	40d	30d
	30	35d	25d

(注)1．L_1、L_{1h}：フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ

2．フックありの場合のL_{1h}は、6．1図に示すようにフック部分Lを含まない。

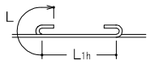

6．1図

6．1．2 継手の特記事項

(1) 継手は、極力応力の小さい位置に設ける。

6．1．3 鉄筋の定着

(1) 鉄筋の定着の長さは、6．2表による。

6．2表 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²)	フックなし L_1	フックなし L_2	フックなし L_3 小梁	フックなし L_3 スラブ	フックあり L_{1h}	フックあり L_{2h}	フックあり L_{3h} 小梁	フックあり L_{3h} スラブ
SD295	24，27	35d	30d	20d	10d かつ 150mm 以上	25d	20d	10d	—
	30	35d	30d			25d	20d		
SD345	24，27	40d	35d			30d	25d		
	30	35d	30d			25d	20d		

(注)1．L_1、L_{1h}：2．以外の直線定着の長さ及びフックありの長さ

2．L_2、L_{2h}：割裂破壊の恐れのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

3．L_3：小梁及びスラブの下端の直線定着の長さ(基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く)なお、片持小梁及び片持スラブの場合は、20d及び10dを25d以上とする。

4．L_{3h}：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ

5．フックあり定着の場合は、6．2図(イ)に示すようにフック部分bを含まない。また、中間部での折曲げは行わない。

6．1．4 定着の方法

定着の方法は6．2図による。

なお、(ロ)折曲げ定着の梁主筋の柱内折曲げ定着において、仕口内に縦に折曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、6．2表のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を6．2表に示すフックなし定着長さとし、かつ、余長を8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを6．3表に示す長さをのみ込ませる。

(注)1．L_a、L_bは、6．3表の鉄筋の投影定着長さを示し、下記条件を満たすものとする。

・梁主筋の柱内定着においては、原則として柱せいの3/4倍以上

・小梁主筋の大梁内定着においては、原則として大梁幅の1/2倍以上

・スラブの梁内定着においては、原則として梁幅の1/2倍以上

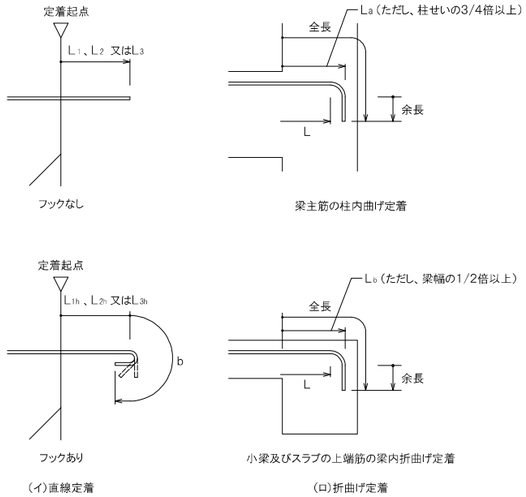

6．2図 定着の方法

6．3表 鉄筋の投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²)	L_a	L_b
SD295	24，27	15d	15d
	30	15d	15d
SD345	24，27	20d	15d
	30	15d	15d

(注)1．L_a：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ(基礎梁、片持ちスラブを含む。)

2．L_b：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ
(片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)

6．2 隣り合う継手の位置及び定着

(1)隣り合う継ぎ手の位置は、6．4表により、a寸法を守ること。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合を除く。

6．4表 隣り合う継手の位置

重ね継手	フック有りの場合	a＝0．5L_{1h}	a≧0．5L_{1h}
	フックなしの場合	a＝0．5L_1	a≧0．5L_1
圧接継手	——	a≧400mm	

(2)溶接金網の継手及び定着は、6．3図による。

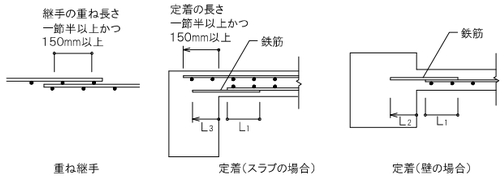

6．3図 溶接金網の継手及び定着要領

(3)スパイラル筋の継手及び定着

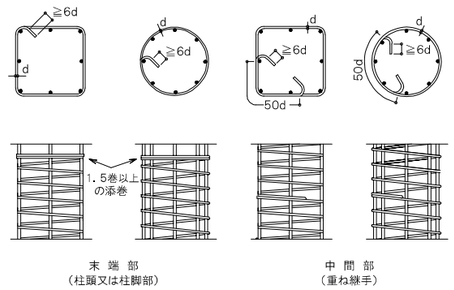

6．4図 スパイラル筋の継手及び定着要領

7 (欠番)

8 柱筋の継手及び定着

8．1 一般事項

(1)継手長さはL_1とし、定着及び余長は、8．1図による。

(2)柱頭定着長さL_2が確保出来ない場合は、図面による。

(3)上下の柱断面が異なる場合の柱主筋の折曲げ及び定着は、8．2図による。

(4)柱の継手及び圧接中心位置は、梁上端から500mm以上、1500mm以下かつ3/4h_0 (h_0は柱の内法高さ)以下とする。

(5)※鉄筋のカットオフの位置及び長さは図面による。

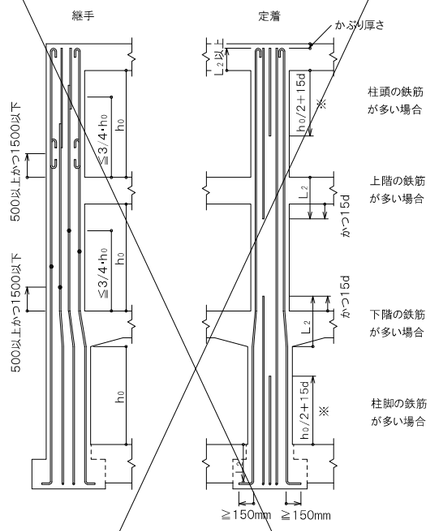

8．1図 柱主筋の継手、定着及び余長

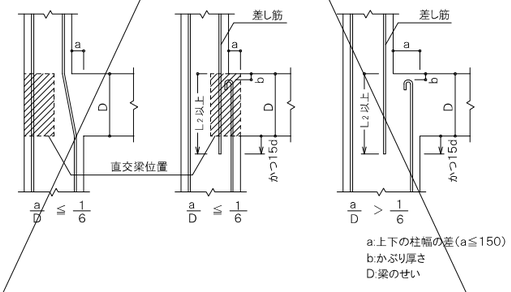

8．2図 上下の柱断面が異なる柱主筋の折曲げ及び定着

9 帯筋

9．1 帯筋の形状

(1)帯筋の形状は、9．1図とし、種別は図面による。図面になければ下記による。

(a)H形を標準とする。

(b)H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W－Ⅰ形とする。

(c)溶接する場合の溶接長さLは、両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とし、組立前に行う。

(d)SP形において、柱頭及び柱脚の端部は、1．5巻以上の添巻きを行う。

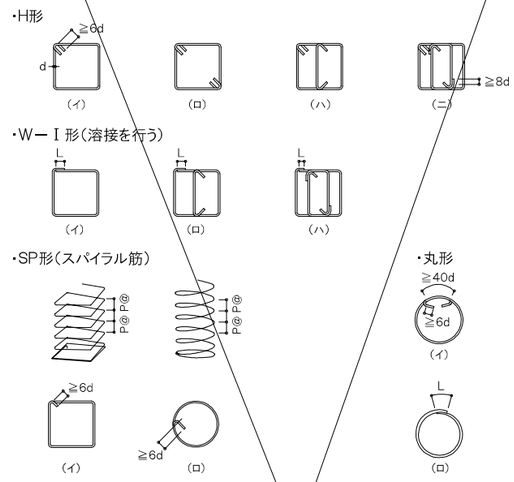

9．1図 帯筋組立の形

9．2 帯筋の割付け

(1)フック及び継手の位置は交互とする。

(2)帯筋の割付けは、9．2図による。ただし、図面にある場合はそれによる。

(3)柱、梁の交差部(パネルゾーン)の帯筋のせん断補強比は、0．2%以上を確保し、補強筋間隔 ≦ 1．5Pとする。

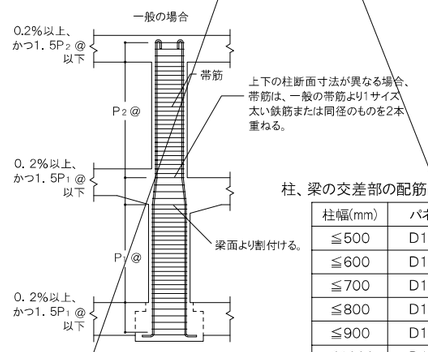

9．2図 帯筋の割付け

柱、梁の交差部の配筋例(0．2%確保)

柱幅(mm)	パネルゾーン
≦500	D10 @125
≦600	D10 @100
≦700	D10 @100
≦800	D13 @150
≦900	D13 @125
≦1000	D13 @125
≦1100	D13 @100
≦1200	D13 @100

※1．5P_1、1．5P_2 のピッチは150mm以下とする。

10 大梁筋の継手及び定着

10．1 大梁(基礎梁以外の大梁に限る)主筋の継手、定着及び余長

大梁主筋の継手及び定着の一般事項

a. 梁主筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことが出来ない場合は、b. により柱内に定着することができる。
ただし、やむ得ず梁内に定着する場合は、10．1図による。

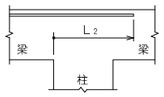

10．1図 梁主筋の梁内定着

b. 梁主筋を、柱内に折曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は、6．1．4による。
上端筋：曲げ下ろす。
下端筋：原則として曲げ上げる。

c. 段違い梁は10．2図による。

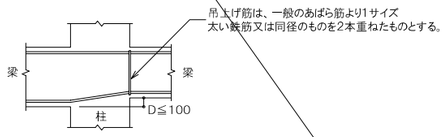

10．2図 段違い梁

10．2 ハンチのない場合

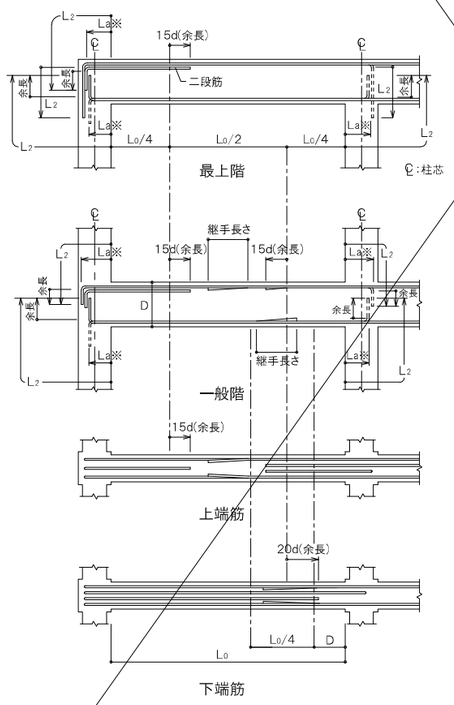

(注)1. 継手中心位置は次による。
上端筋：中央L0/2以内
下端筋：柱面より梁せい(D)以上離し、L0/4を加えた範囲以内
2. 4. 異形鉄筋の末端部で定めた鉄筋には、フックを付ける。
3. ═══ 印は、継手及び余長を示す。
4. 破線は、柱内定着の場合を示す。
5. 梁筋カットオフ位置及び余長は図面による。
※ Laの数値は、原則として、6. 3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

10．3図 大梁の重ね継手、定着及び余長

10．3 ハンチのある場合

(1)最上階の場合

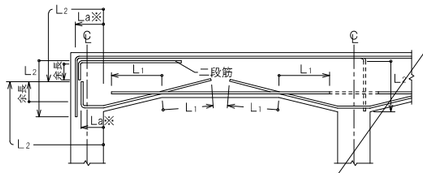

10．4図 ハンチのある大梁の定着及び余長(最上階)

(2)一般階の場合

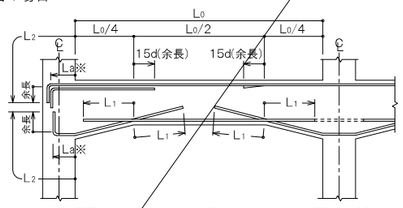

10．5図 ハンチのある大梁の定着及び余長(一般階)

(注)1. 4. 異形鉄筋の末端部で定めた鉄筋には、フックを付ける。
2. ═══ 印は、継手及び余長を示す。
3. 梁内定着の端部下端筋が接近するときは、====== のように引き通すことができる。
4. 破線は、梁内定着の場合を示す。
5. 梁筋カットオフ位置及び余長は図面による。
※ Laの数値は、原則として、6. 3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

10．4 水平段差のある場合

水平段差のある場合

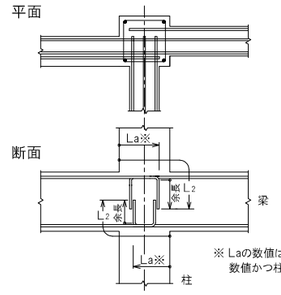

※ Laの数値は、原則として、6. 3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

10．6図 大梁の定着及び余長(水平段差のある場合)

10．5 鉛直段差(e)のある場合

(1)e/D≦1/6の場合

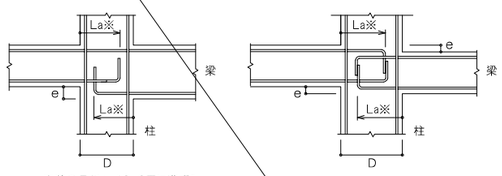

定着の長さは、10．3図に準ずる
※ Laの数値は、原則として、6. 3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

10．7図 鉛直段差梁(その1)

(2)e/D＞1/6の場合

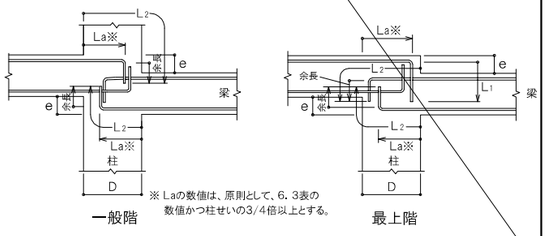

※ Laの数値は、原則として、6. 3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

一般階　最上階

10．8図 鉛直段差梁(その2)

11 梁のあばら筋、腹筋及び幅止め筋

11．1 一般事項

(1)腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
(2)壁梁の場合、腹筋の定着長さ及び継手長さは、L2とする。
(3)土圧、水圧を受ける梁は、図面による。
(4)幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10ー1000mmピッチ程度とする。

11．2 あばら筋組立の形及びフックの位置

(1)形は、11．1図(イ)を標準とする。
ただし、(イ)によることが出来ない場合は、下記の方法によることが出来る。
a. 床版が片側に付く場合は、(ロ)又は(ハ)
b. 床版が両側に付く場合は、(ロ)～(ニ)
(2)フックの位置
a. (イ)の場合は交互とする。
b. (ロ)の場合、床版が片側に付く場合は床版の付く側。床板が両側に付く場合は交互。
c. (ハ)の場合は床版の付く側を90°折曲げ、8d確保する。
d. (ホ)(ヘ)の場合は梁の上下にスラブが付く場合でかつ、梁せいが1．5m以上の場合に適用する事ができる。(基礎梁)

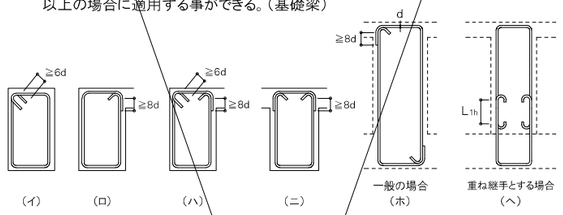

11．1図 あばら筋組立の形及びフックの位置

11．3 あばら筋の割付け

(1)間隔が一様でハンチのない場合

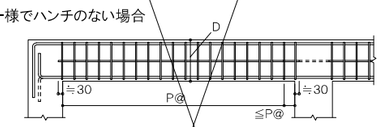

(注)1. あばら筋は、柱面の位置から割付ける。
2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

11．2図 あばら筋の割付け(その1)

(2)間隔が一様でハンチのある場合

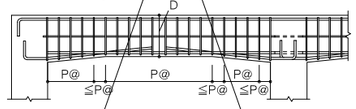

(注)1. あばら筋は、柱面の位置及びハンチに切り替わる位置から割付ける。
2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

11．3図 あばら筋の割付け(その2)

(3)梁の端部で間隔の異なる場合

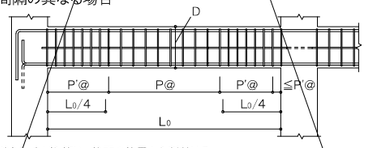

(注)1. あばら筋は、柱面の位置から割付ける。
2. 図中のP@、P'@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

11．4図 あばら筋の割付け(その3)

11．4 腹筋及び幅止め筋

(1)一般の梁
a) 腹筋及び幅止め筋

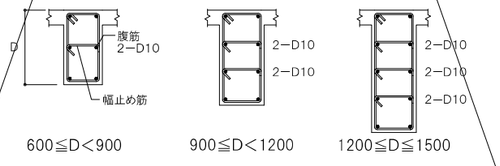

11．5図 腹筋及び幅止め筋

(2)特殊な梁
腹筋及び幅止め筋は、図面による。

12 基礎梁及び底版の継手及び定着

12．1 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

(1)一般事項
(a)梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合は柱内に定着する。やむを得ず梁内に定着する場合は、12．1図による。
(b)梁筋を柱内に定着する場合は10．1(1)bによる。

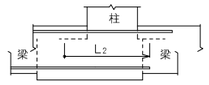

12．1図 梁筋の基礎梁内への定着

(2)独立基礎で基礎梁(スラブなどの上載荷重を受ける場合)の主筋の継手、定着及び余長

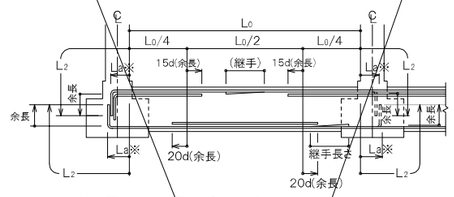

(注)1. 図示のない事項は、10．1による。
2. ═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ Laの数値は、原則として、6. 3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。
4. 基礎梁内の主筋カットオフ位置及び余長は図面による。

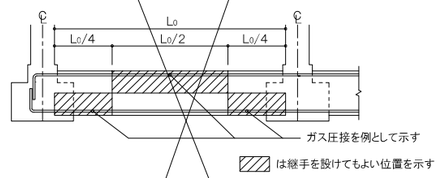

12．2図 主筋の継手、定着及び余長(その1)

(3)連続基礎及びべた基礎の基礎梁(基礎梁の下方より地反力(杭反力)を受ける場合)の主筋の継手、定着及び余長

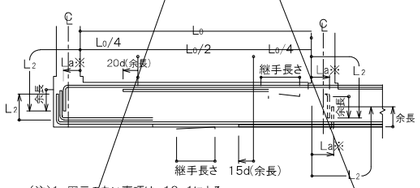

(注)1. 図示のない事項は、10．1による。
2. ═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ Laの数値は、原則として、6. 3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。
4. 基礎梁内の主筋カットオフ位置及び余長は図面による。

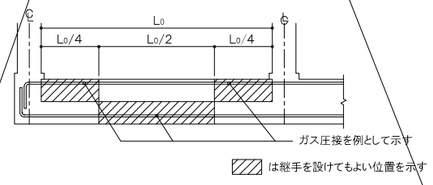

12．3図 主筋の継手、定着及び余長(その2)

(4)柱幅＜梁幅の場合

(a)交差部のスターラップを設ける場合は、図面による。

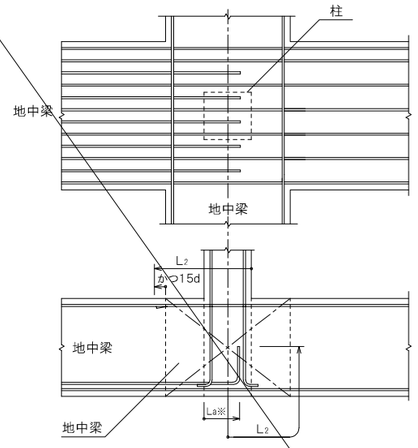

※ Laの数値は、原則として、6．3表の数値かつ柱せいの3/4倍以上とする。

12．4図　主筋の継手、定着及び余長(その3)

12．4　梁形を設けない場合の基礎底版(オイルタンク等)

(1)定着の取り方は、壁の面からとする。

(2)途中で配筋が変わる場合の定着は、12．2図のように基礎底版筋を梁筋と読みかえる。

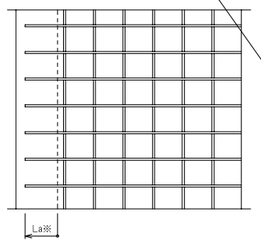

※ Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

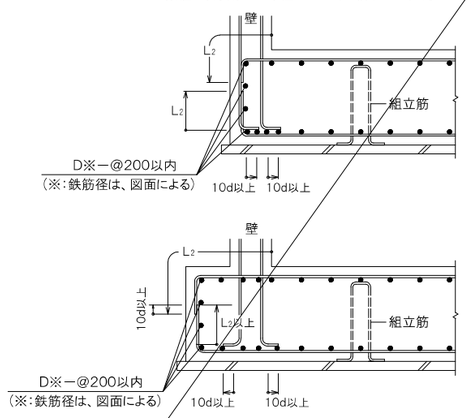

12．5図　主筋の継手、定着及び余長(その4)

(3)鉄骨造のBOX柱等が埋め込まれる場合の端部と中央部の断面の異なる場合

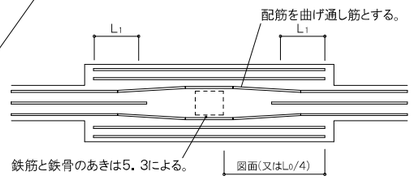

12．6図　主筋の継手、定着及び余長(その5)

13　小梁及び片持梁の配筋要領

13．1　一般事項

(1)図面にない事項は大梁、梁のあばら筋、及び基礎梁の項に準ずる。

(2)　　印は、継手及び余長を示す。

13．2　小　梁

(1)連続小梁の場合

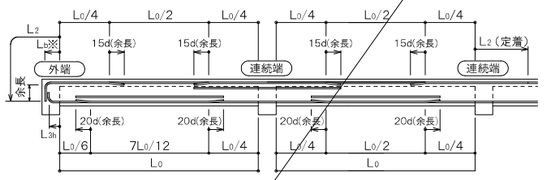

※ Lbの数値は、原則として、6．3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

13．1図　小梁主筋の継手、定着及び余長(その1)

(2)単独小梁の場合

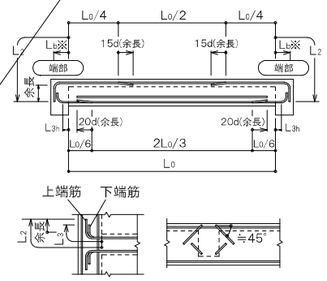

13．2図　小梁主筋の継手、定着及び余長(その2)

(注)1.　　印は、継手及び余長を示す。

2．梁内の定着筋において梁せいが小さく垂直で余長がとれない場合、斜めにしてもよい。

3．図示のない事項は、10．1及び12．1に準ずる。

※　Lbの数値は、原則として、6．3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

13．3　片持梁筋の定着

(1)先端に小梁のない場合

a．先端の折曲げの長さbは、梁せいよりかぶり厚さを除いた長さとする。

b．梁筋を引き通さない場合は、取り合い部材に定着する。但し、柱に取り合う場合は、全数を引き通すことができる場合でも、上端筋は、2本以上を柱に定着する。

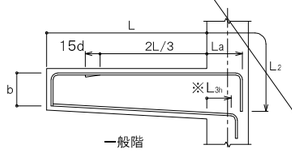

※ L3hをフックなしで定着させる場合は25dとする。

13．3図　片持梁主筋の定着及び余長(先端に小梁のない場合)

(2)先端に小梁がある場合

a．上端筋は、先端小梁内に斜めに定着する。

b．先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。

c．先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

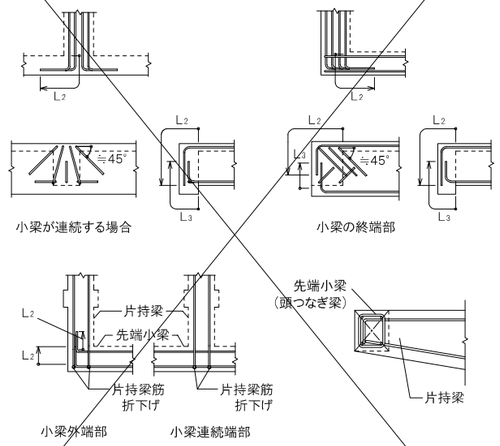

13．4図　片持梁主筋の定着

14　壁の配筋要領

14．1　一般事項

(1)一般壁配筋の重ね継手の長さはL_1とし、耐震壁の鉄筋の重ね継手の長さは40dとする。ただし、SD390，SD490を使用する場合は特記による。
また、定着の長さは、L_2とし、鉄筋の継手位置は、柱・梁部以外とする。

(2)幅止め筋は、縦、横ともD10ー@1000を標準とする。

(3)打増し部分に、壁及びスラブ等が取りつく場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打増し部分は含まない。

(4)土圧及び水圧などを受ける壁の配筋は、図面による。

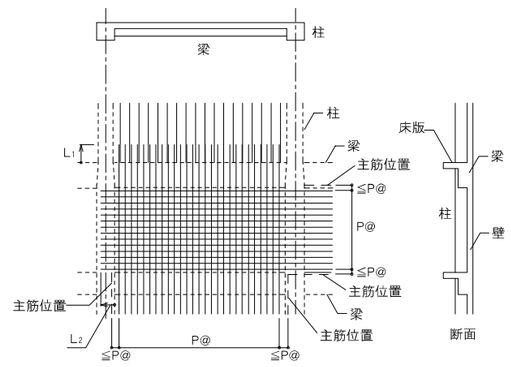

(注)図中のP@は、図面の壁筋の間隔を示す

14．1図　壁の配筋

14．2　耐震壁の開口

(1)耐震壁等の開口は、図面以外は設けてはならない。

(2)やむを得ず開口をあける場合は、H19国土交通省告示593号の規定を満足することを構造計算によって確認すること。

14．3　壁開口部の補強

(1)壁開口部の補強は、図面による。補強筋の長さ及び位置は、14．3図を標準とする。

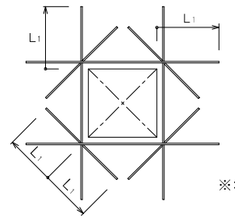

※:鉄筋径及び本数は、図面による

14．3図　壁開口部の補強の定着長さ

(2)開口部は柱及び梁に接する部分又は鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋出来る場合は、補強筋を省略することができる。

14．4　壁の交差部及び端部

壁の交差部及び端部の交差部は、14．4図による。

a．交差部補強筋D※はD13以上、かつ壁主筋と同径とする。

b．壁の端部にU型鉄筋を使用する場合の径及び間隔は、壁筋と同径及び同間隔とする。

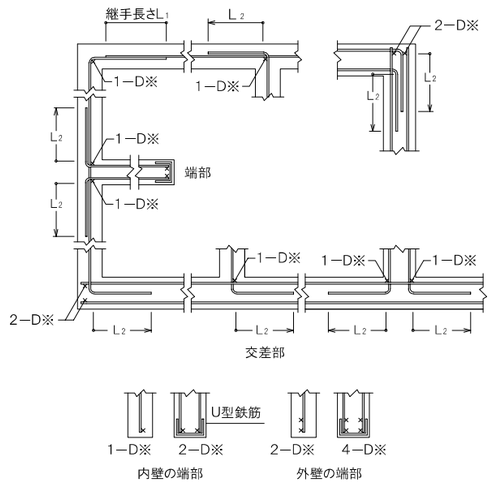

14．4図　壁の交差部及び端部の配筋

※壁構造の場合は、「壁構造配筋指針・同解説」(日本建築学会)に基づき図面による。

14．5　壁の打増し要領

コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、特記によるほか、配管等での壁の打増し補強筋は、14．5図による。

打増し厚さのaが50mm以上、200mm以下に適用する。

200mmを越える場合は、特記による。

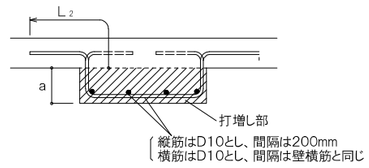

14．5図　壁の打増し補強配筋

15　床の配筋要領

15．1　一般事項

(1)鉄筋の継手長さは、L_1 とする。
(2)定着長さ及び受け筋は、15．1図による。ただし、引き通すことができない場合は、15．2図、15．3図により梁内に定着する。
(3)基礎梁と床版を一体打ちとしないで、打ち継ぎを設ける場合の補強は図面による。

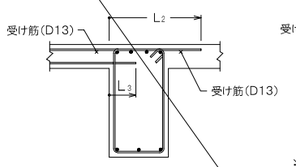

15．1図
スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その1)

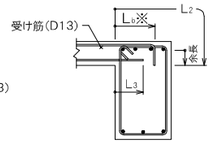

※ L_b の数値は、原則として、6．3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

15．2図
スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その2)

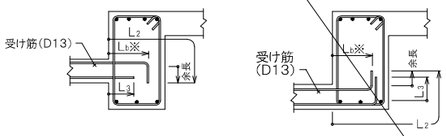

※ L_b の数値は、原則として、6．3表の数値かつ梁幅の1/2倍以上とする。

15．3図　スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その3)

15．2　片持スラブ

(1)片持スラブの配筋

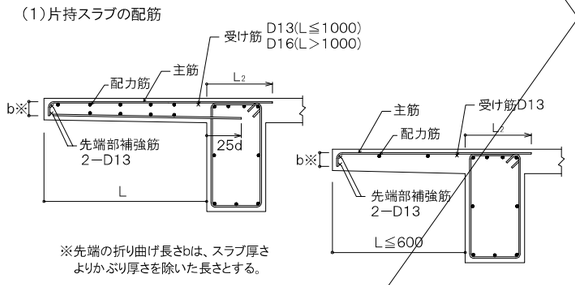

15．4図　片持スラブの配筋

(2)先端に小梁がなく壁が取り付く場合

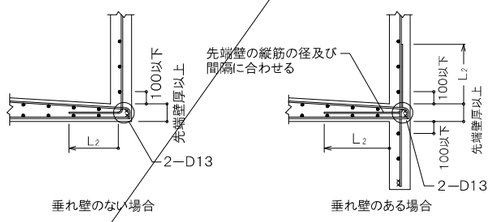

15．5図　先端に壁が付く場合の配筋

15．3　片持ちスラブ出隅部の補強配筋

(1)出隅部の補強筋は図面により、配筋方法は、15．6図による。
(2)出隅受け部分(図のハッチ部分)の配筋は、図面による。

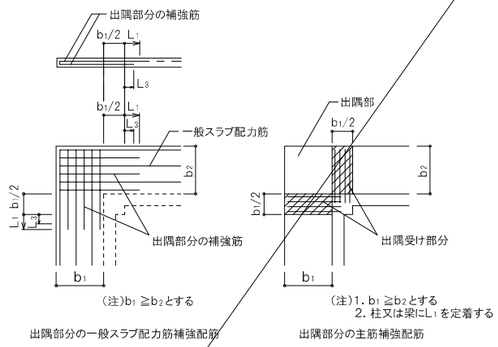

15．6図　片持スラブ出隅部の補強配筋

15．4　地上部最上階の屋根床版

(1)出隅及び入隅部分には、15．7図により、補強筋(溶接金網)を上端筋の下側に配筋する。
(2)陸屋根、勾配屋根共通とする。

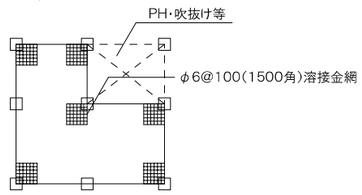

15．7図　出隅及び入隅部分の補強配筋

15．5　段差床版の補強

同一床版に段差がある場合、15．8図の補強を行う。ただし、H＞150の場合は、小梁を設ける事を原則とする。

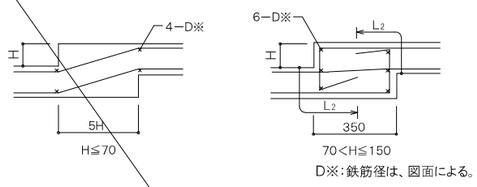

15．8図　段差のある床版の補強配筋

15．6　床版開口部の補強

(1)開口の最大径≦700の場合は、開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部には、斜め方向に主筋径以上の鉄筋2本を上下筋の内側に配筋する。
(15．9図) 開口の最大径＞700の場合は図面による。

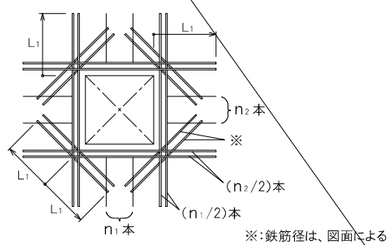

15．9図　床版開口部の補強配筋

(2)床版開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強筋を省略することができる。

16　柱及び梁の増し打ち要領

16．1　柱

(1)増し打ちコンクリートの補強は、16．1図による。
ただし、a＜70mmの場合、補強は行わない。200mm＜aの場合は、図面による。

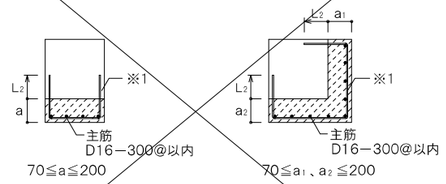

※1．帯筋と同径・同材質・同ピッチとする。

16．1図　柱の増し打ち補強配筋

(2)増し打ち部分での鉄筋は、定着長さとして認めない。
ただし、躯体と一体打ちの場合は除く。
(3)増し打ち部分の帯筋の定着長さは、L_2 以上とする。
(4)増し打ち部分主筋の定着，重ね長さは、柱の主筋による。

16．2　梁

(1)増し打ちコンクリートの補強は、16．2図による。
a＜70mmの場合、補強は行わない。200mm＜aの場合は、図面による。

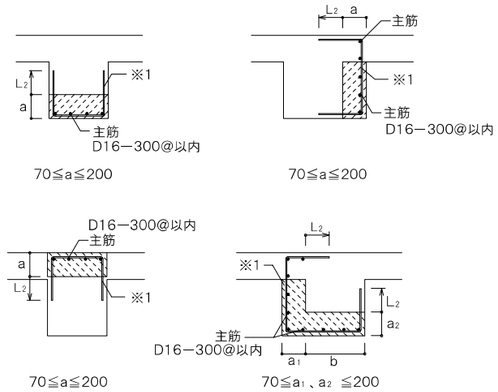

※1．あばら筋と同径・同材質・同ピッチとする。

16．2図　梁の増し打ち補強配筋

(2)増し打ち部分での鉄筋は、定着長さとして認めない。
ただし、躯体と一体打ちの場合は除く。
(3)増し打ち部分のあばら筋の定着長さは、L_2 以上とする。
(4)増し打ち部分の主筋の定着、重ね長さは、梁の主筋による。
(5)梁の上下の増し打ちが途中で終わる場合

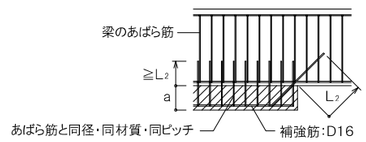

16．3図　梁の上下の増し打ち配筋補強(途中で終わる場合)

(6)梁の側面の増し打ちが途中で終わる場合

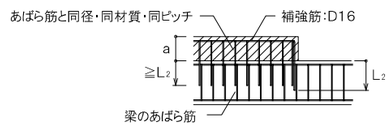

16．4図　梁の側面の増し打ち補強配筋(途中で終わる場合)

18　階段の配筋要領

18．1　階段の配筋要領

(1)壁配筋は、図面による。
(2)階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に曲げ下ろす。

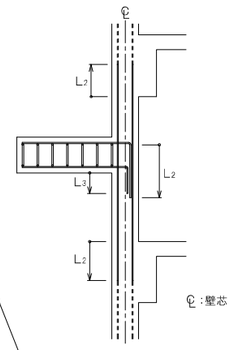

18．1図　片持スラブ形階段配筋の定着

19　勾配屋根の取り合い

19．1　斜め柱・斜め梁の取り合い

(1)※印の鉄筋は、同径以上とし、かつダブル巻きとする。
(2)1．5Dの範囲の柱の帯筋は一段太いものか、またはダブル巻きとし@100以下とする。
(3)柱の取合い部における斜め梁のせん断補強筋中心間隔は、当該梁部材のせん断補強筋中心間隔p以下とする。

a) 柱幅と斜材(柱又は梁)幅が同一

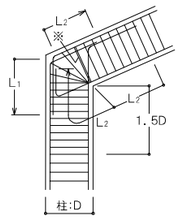

b) 柱幅と斜材幅が異なる

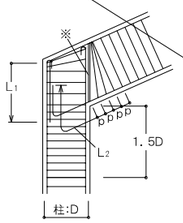

c) 柱脚で斜材となる

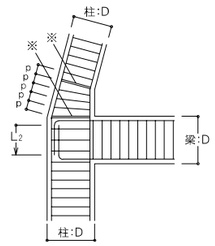

d) 柱頭で斜材となる上端筋は、連続筋とする。

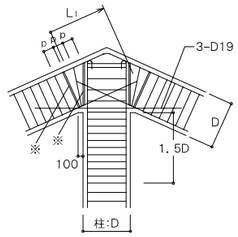

e) 梁が斜材となる上端筋は、連続筋とする。

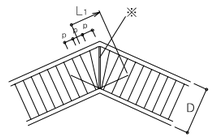

f) 斜め大梁に小梁が接する場合
柱筋はa)，b)に倣う。

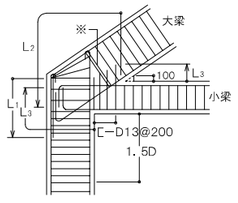

g) 大梁に斜め小梁が接する場合

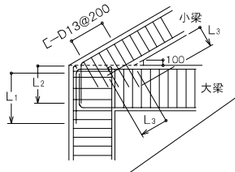

19．1図　斜め柱・斜め梁の取り合い配筋

19．2　梁と床版の取り合い

増し打ち補強要領は、16．2による。

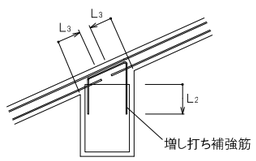

Type A

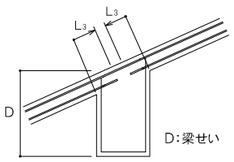

Type B

19．2図　梁と床版の取り合い配筋

19．3　円柱の取り合い

円柱と梁の取り合い

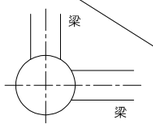

1) 柱頭部で柱芯に梁が取り付く場合

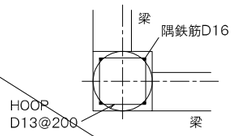

2) 柱頭部で柱外面に梁が取り付く場合

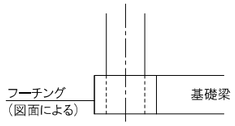

3) 柱脚部の円柱と基礎との取合い

19．3図　円柱の取り合い配筋

20　基礎及び基礎梁の配筋

20．1　直接基礎の配筋

(1)独立基礎

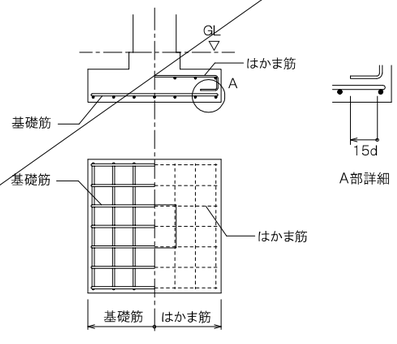

20．1図　独立基礎の配筋

(2)連続基礎

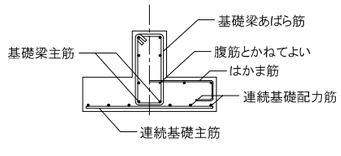

20．2図　連続基礎の配筋

20．2　基礎接合部の補強配筋

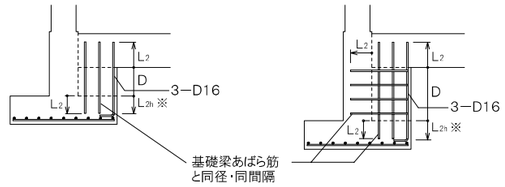

0<D≦200　　200<D≦1000

※L_{2h}を確保できない場合は、標仕(5．3．4(e)(2))によることができる。

21　杭基礎の補強

21．1　杭基礎の配筋

(1)中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
(2)既製コンクリート杭以外の場合は、特記による。

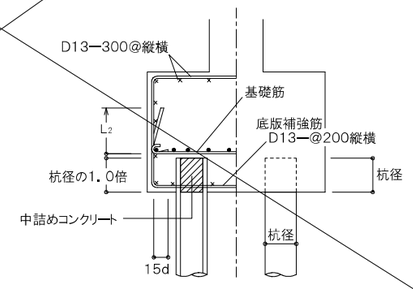

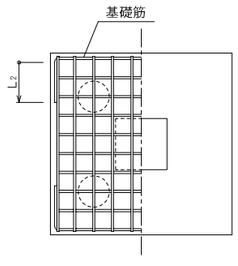

平面

21．1図　杭基礎の配筋及び杭頭部の補強方法

21．2　基礎接合部の補強

基礎接合部の補強は、20．2による。

構　造　改　修　要　領

あと施工アンカー

(1) 接着系アンカー

（ナット付）壁筋

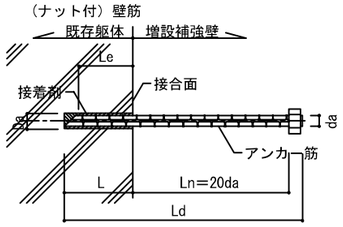

（ナットなし）軸方向筋、シアーコネクター

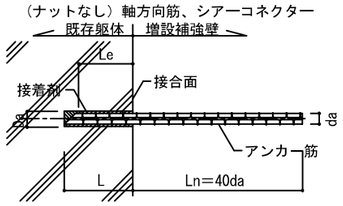

L　：　コンクリートの穿孔深さ、または接着系アンカーの埋め込み長さ
Le　：　アンカーの有効埋め込み長さ
Ld　：　アンカー筋の全長
Ln　：　有効定着長さ
Da　：　既存コンクリート躯体への穿孔径
da　：　アンカー軸部の直径、アンカー筋の呼び名

アンカー関係共通事項（特記無き限り下記の通りとする）	
接着系アンカーの有効埋め込み長さ	一般部　：Le=10da 外付柱梁部：Le=12da
接着系アンカーの有効定着長さ	ナット付：Ln=20da ナット無：Ln=40da
アンカー筋形状	ナット付き異形棒鋼(開口補強筋用はナットなし)とし、ナットからねじ山が2山以上でること。 また、先端形状は45°カットとする。

施工確認試験荷重（鉄筋の短期許容応力の1/1.5）	
アンカー筋呼び名（da）	荷　重　（ kN ）
D10	14
D13	25
D16	40
D19	67
D22	89

(2) あと施工アンカーの位置と間隔

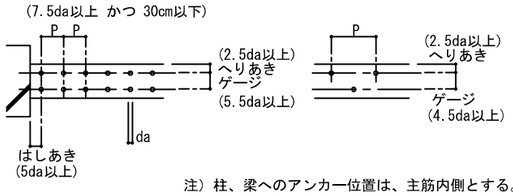

注）柱、梁へのアンカー位置は、主筋内側とする。

割裂補強筋配筋要領

1. 割裂補強筋は、柱・梁に接する面及び開口閉塞補強四周に配置する。
2. 割裂補強筋は、6φスパイラル型 とし、ピッチ、スパイラル径は下記による。
3. 継手は、2巻以上の重ねとする.

壁　厚	スパイラル径	割裂補強筋	備　　考
１５０	７５φ	６φ@５０	
１８０	１００φ	６φ@５０	
２００	１２０φ	６φ@５０	
２５０	１７０φ	６φ@５０	
３００	２００φ	６φ@５０	

新設・増設壁上部グラウト要領

1. 特記なき新設・増設壁上部は、グラウトを行う。

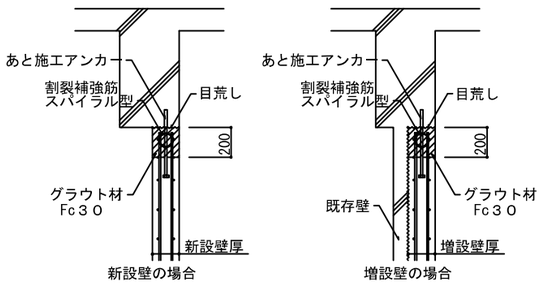

鉄筋フレア溶接要領

１．特記なき鉄筋のフレア溶接は、下図の片面または両面とする。
２．鉄筋のフレア溶接の溶接長さは、ビードの始点(La)及び、クレーター(Lb)を除いた部分の長さとする。但し、La 及び Lbは 2d以上とする。

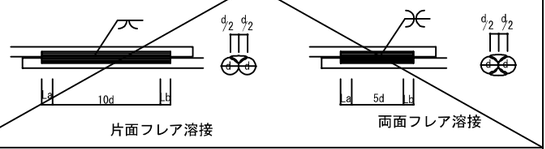

アンカー筋ピッチ標準

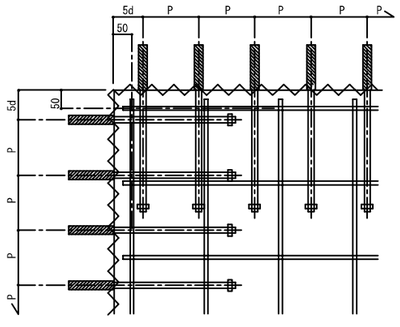

露出鉄筋補修

・鉄筋保護材：ポリマーセメントモルタル
・鉄筋かぶり厚さ：鉄筋の呼び径以上
　　かつ、鉄筋表面から14mm以上
・露出鉄筋の処理：浮き錆の除去、防錆剤塗布

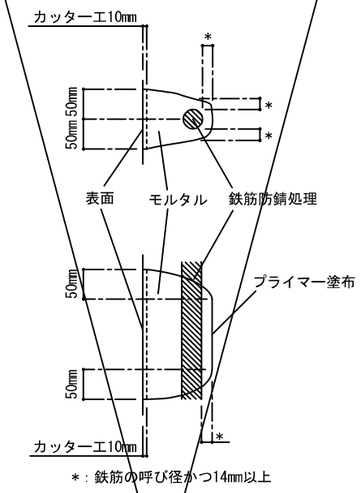

＊：鉄筋の呼び径かつ14mm以上

改修壁リスト

位置	階	壁厚(mm)	配筋		既設接続
1通り,B-C間	1	200+150	縦筋・横筋	増打部 D13@200S	アンカー定着
B通り,2-3間	3	150	縦筋・横筋	D10@150S	アンカー定着

注）・鉄筋ピッチの末尾添字は、シングルの場合S、ダブルの場合D、千鳥ダブルの場合TDとする。
　　・アンカーは、接着系あと施工アンカーとし、配筋は図示による。

改修梁リスト

位置	FL	梁幅(mm)	配筋	既設接続
2通り,A-B間	2	400	増打部 4-D22,2-D13@150	アンカー定着